

社会福祉法人敬和会 役員報酬規程

(目的)

1. この規程は、社会福祉法人敬和会（以下「当法人」という）定款第8条及び第22条の規程に基づき、役員に対して支払う報酬について定めたものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員とする。

(役員報酬)

第3条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第4条 役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。但し、当法人の職員と役員を兼ねている者には支給しない。

- (1) 監事が法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、3千円支給するものとする。

(改廃)

第5条 この規程は評議員会の決議を経て改廃することができる。

附則

この規程は、令和4年3月1日から施行する。